

## 相模原市意見表明等支援事業業務委託仕様書

## 1 件名

相模原市意見表明等支援事業業務委託

## 2 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 履行場所

相模原市内

## 4 事業の目的

当該事業は、相模原市児童相談所一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）、児童養護施設等に、子どもの福祉に関する知識又は経験を有する者（意見表明等支援員。以下「支援員」という。）を定期的に派遣することにより、入所している子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援し、もって子どもの権利擁護を推進することを目的として実施する。

## 5 業務内容

## (1) 支援員の派遣

「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）に掲載されている研修と同程度の研修を修了した支援員を確保し、定期的に一時保護施設や児童養護施設等へ派遣し、子どもとの交流、面談などを通して子どもの意見形成及び意見表明の支援を行う。

また、表明された意見を、子どもの権利擁護に資する形で適切に取り扱う。

## ア 定期訪問

支援員が施設等を訪問し、遊びと面接を通して、入所している児童等との信頼関係の構築、意見の傾聴、意見形成支援、意見表明支援を行う。

訪問前に施設等の担当者と打合せを行い、当日の連絡事項や今後の流れ等を共有する。

また、支援員は原則、訪問日の翌日までに相談記録用紙を受託者に提出する。

## 【施設ごとの最低訪問頻度】

- |             |            |
|-------------|------------|
| ・一時保護施設     | 月2回        |
| ・一時保護の委託先   | 月1回        |
| ・児童養護施設     | 年4回        |
| ・福祉型障害児入所施設 | 年4回        |
| ・乳児院        | 年3回        |
| ・里親等        | 希望に応じて随時訪問 |

※訪問する支援員の人数は、委託者と協議のうえ、各施設等の児童数に応じた人数とすること。

## イ 随時訪問

児童から訪問の希望があった場合には派遣を行う。

(2) スーパーバイザーの配置

個々の子どもの特性に応じた質の高い意見表明支援を行うため、支援員が専門性の高い、豊富な経験を有するスーパーバイザーから助言・指導を受けられる体制を整備する。

(3) 普及啓発活動の実施

子どもの権利擁護や子どもの声を聴くことの大切さを伝えるため、子どもを養育する職員等に対し、研修の実施やパンフレットの配布など、効果的な普及啓発活動を行う。

ア 対象施設 定期訪問を行う施設等

イ 実施回数 年1回程度

(4) 事務局の運営

ア 施設への説明会の実施

各施設職員及び施設入所児童等に向けた説明会を企画し、委託期間中に各年度1回程度実施すること。なお、令和7年度は各施設へ支援員の派遣を開始する前に行うこと。

イ 日程調整

支援員が一時保護施設、児童養護施設等に訪問する日程の調整を行う。里親については別途委託者と協議し、委託者が指定した方法で実施すること。

ウ 訪問施設等、支援員、スーパーバイザーとの連絡体制の構築

エ 相談記録用紙、管理簿等の作成・保管

※委託者が必要と認めたときはこれを報告すること。

オ 月次報告書の作成・提出

カ 電話、電子メール等により子どもが連絡することができる環境の整備

キ 経理及び関係書類の整備保存

ク 委託者との協議

6 個人情報保護

(1) 受託者は、委託業務を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(2) 委託者は、受託者における個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。

7 その他

(1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(2) 受託者は、事業の開始前から委託者と十分協議し、事業開始に向けた準備を行うこと。

とともに、事業開始後においても委託者と連携し、本事業を効果的に実施するよう努めること。

(3) この資料に定めのない事項又は疑義が生じた場合の解釈については、委託者と受託者が協議して決定することとする。